

高岡市学生フィールドワーク等応援プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、関係人口の拡大を図るため、学生フィールドワーク等応援プロジェクト（以下「応援プロジェクト」という。）に係る補助金の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、応援プロジェクトを通じて、本市と関わりをもつ大学生等を継続的な関係人口とし、将来的なU I J ターンや移住・定住につなげるため、フィールドワーク等を行う大学生等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 大学、大学院その他高等教育機関に在籍する者
- (2) フィールドワーク等 大学等が設置する学級、研究室若しくはゼミナール又は大学等の学生が教育活動のため構成する団体が、本市における地域課題に関する調査、研究、資料収集その他の教育活動の一環として行う実践活動のことをいう。

(交付要件)

第4条 補助金の交付に係る対象者、対象期間、補助条件及び補助額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、フィールドワーク等の実施前に、日程、交通・宿泊手配等について、高岡市学生フィールドワーク等応援プロジェクト補助金交付申請書（様式第1号）及び高岡市学生フィールドワーク等応援プロジェクト実施計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が団体を代表して申請する場合は、構成員全員の同意書及び名簿を提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市学生フィールドワーク等応援プロジェクト補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後において、フィールドワーク等の内容を変更し、又はフィールドワーク等中止しようとするときは、高岡市学生フィールドワーク等応援プロジェクト補助金変更(中止・廃止)承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(実施報告)

第9条 補助事業者は、フィールドワーク等実施後、高岡市学生フィールドワーク等応援プロジェクト補助金実施報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動記録等
- (2) 補助対象となる経費の領収書
- (3) 補助対象となる経費が確認できる書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の実施報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等の結果、フィールドワーク等が適切に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、高岡市学生フィールドワーク等応援プロジェクト補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第17条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、検査及び指示)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは応援プロジェクトの施行上必要な指示をし、又は次条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(関係書類の整備等)

第15条 補助事業者は、フィールドワーク等の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。）を整備し、当該フィールドワーク等が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

対象者	フィールドワーク等を行う大学生等
対象期間	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
補助条件	①年度内に通算で 5 日以上、本市で活動すること。 ②活動目的に沿った報告書を提出すること。 ③市からの情報発信を受けることに同意すること。
補助額	補助対象経費の 1/2 （1 円未満の端数が生じた場合は、切捨て） （上限額は年度で以下のとおり） ①県外の大学等に在籍する学生 50,000 円 ②県内の大学等に在籍する学生 25,000 円

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費		詳細等
宿泊費		現地活動の行程上、必要と認められる場合に市内の宿泊施設に宿泊する際に要した経費を対象とする。 ただし、食事代やルームサービス等に要した経費については原則、対象外とする。
交通費	市外からの移動	経済的かつ合理的であると認められる経路や方法で大学等の所在地及び居住地から市内の目的地までの移動に要した次の経費を対象とする。 (1) 公共交通機関等の運賃 鉄道、高速バス、航空機、船舶等を利用して移動する場合の運賃を対象とする。 (2) 高速道路利用料 大学等の所在地及び居住地から最寄りのインターチェンジと市内目的地の最寄りのインターチェンジ間の高速道路利用料を対象とする。 (3) 自家用車賃 高岡市職員等旅費支給条例（高岡市条例第 53 号）に準拠する。
	市内の移動	経済的かつ合理的であると認められる経路や方法で市内を移動する際に要した次の経費を対象とする。 (1) 公共交通機関等の運賃 鉄道、路線バス、タクシー等を利用して移動する場合の運賃を対象とする。 (2) レンタカーの借上費 現地活動の行程上、必要と認められる範囲内でのレンタカーの借上費を対象とする。 (3) 自家用車賃 高岡市職員等旅費支給条例に準拠する。